

第 1 1 回農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 1 月 8 日 (月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第38号から第41号)
日程第4 議事(議案第32号から第35号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 0 人)

1 番	樋上 豊	3 番	土合 正夫
4 番	帯刀 眞理子	5 番	浅井 満
8 番	炭谷 一三	9 番	森 敏朗
1 2 番	松山 宗則	1 3 番	明石 茂
1 4 番	末永 久義	1 5 番	林 康弘
1 6 番	高橋 吉博	1 7 番	前田 進
1 8 番	竹内 正治	1 9 番	永森 薫
2 0 番	高口 宗範	2 1 番	稲垣 潔
2 2 番	山崎 善夫	2 3 番	堀 正
2 4 番	有沢 敏博	2 5 番	小川 博行

欠 席 委 員 (5 人)

2 番	白山 一男	6 番	城石 美枝子
7 番	金 賢志	1 0 番	進藤 久司
1 1 番	栗山 信治		

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 報告第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第39号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報告第40号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

第4 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第5条による競売買受適格証明の公布について
議案第35号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 遠藤 修
主 査 吉田 大樹

副主幹 村中 一也
主 事 原 美里

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（堀会長）

ただいまから、第11回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「22番 山崎委員」「24番 有沢委員」を指名いたします。

会 期 の 決 定

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

報 告

議長（堀会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第38号の説明）

議長（堀会長）

報告第38号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
を議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了承をお願いいたします。

（報告第39号の説明）

議長（堀会長）

報告第39号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理につい
てを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第40号の説明）

議長（堀会長）

次に報告第40号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第41号の説明）

議長（堀会長）

次に報告第41号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

議 事

議長（堀会長）

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いいたします。

（議案第32号説明・表決）

議長（堀会長）

それでは、まず議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について
をお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第32号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。

よって、議案第32号を許可することに可決されました。

(議案第33号説明・表決)

議長(堀会長)

次に、議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第33号の1番について、浅井委員より説明をお願いします。

浅井委員

議案第33号の1番について説明します。

議案第33号の1番について説明します。

申請人は 市内で土木・建築工事業を営んでいます。

平成28年からは、近隣水路の浚渫業務を年4回定期的に受注しており、浚渫土は乾燥させた上で処分業者に引き渡しています。

1回の作業での浚渫土は2tトラック約25台分になり、既存の資材置場敷地で乾燥させるには他の資材を移動させる必要があり、敷地の確保に大変苦慮しています。

現在は、浚渫土を積み重ねて乾燥させており、乾燥するまで1カ月以上必要な状況であるため、敷地を拡張し迅速な処分に努めたいと考えております。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(堀会長)

議案第33号の2番については、私から説明します。

申請人は令和元年11月に婚姻し、 市内の賃貸住宅で生活しています。

近々家族が増える予定ですが、現在の住まいでは子育てをするには狭く、また、共働きの夫婦をサポートしてくれる両親の住まいが遠いため、これからの生活に大変不安を感じています。

また、安心して子どもを産めるような生活環境を整えたく、両親にも相談した結果、妻の実家の近くに住宅を建築したらいいのではないかという結論になり、候補地を検討したところ、申請地で承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第33号の3番及び4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局（吉田）

議案第33号の3番及び4番について説明します。

申請人は、市内で土木建設業を営んでいます。

申請地は、昭和48年頃に4名が共同で造園業を始めるにあたり、資材置き場として使用され、廃業後は雑種地状態で放棄されていきました。

その後、平成9年に申請人である法人が設立され、2名の従業員が入社した際に議案4番の土地を駐車場として借り受け、その後も徐々に従業員が増えたことから議案3番の土地を借り受け、現在では従業員の車8台と営業車2台の駐車場として利用しています。

今般、議案3番の土地を売買するにあたり、今回の申請地が転用許可を受けていないことが分かったため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第33号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (堀会長)

挙手全員であります。

よって議案第 3 3 号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第 3 4 号説明・表決)

議長 (堀会長)

次に、議案第 3 4 号農地法第 5 条による競売買受適格証明の交付についてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 (吉田)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第 3 4 号の 1 番について、進藤委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局 (原)

議案第 3 4 号の 1 番について説明します。

申請人は、平成 3 0 年に本件物件を含めた土地建物を購入し、中古車販売業の営業を始めましたが、名義変更の登記がされる前に、別の人物名義に変更されてしまったという経緯があります。

現在もこの場所で営業しており、今後も営業を継続していくため、競売に参加するものであり、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 (堀会長)

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長 (堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第 3 4 号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第34号農地法第5条による競売買受適格証明の交付について、適格と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

挙手全員であります。

よって議案第34号の申請については、適格であると認めることに可決されました。

(議案第35号説明・表決)

議長(堀会長)

次に、議案第35号農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(矢野)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第35号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第35号農用地利用集積計画の決定についてを原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

挙手全員であります。
よって、議案第35号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって第11回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時20分

その他協議・報告事項

令和3年度 富山県農業委員会研修大会
・日時 令和3年11月18日（木） 午後1時30分～4時
・会場 アイザック小杉文化ホール ラポール「ひびきホール」
（射水市戸破1500番地）

次回開催場所と時刻について

・日時 令和3年12月6日（月） 午後2時から
・会場 大島分庁舎大会議室

配布資料

・農業者年金制度と加入推進 2021年度版

議 長

署名委員

署名委員